

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会
養護老人ホーム愉和荘調理業務等委託業者募集要項

1 基本方針

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会（以下「社協」という。）では、令和元年11月から養護老人ホーム愉和荘調理業務委託業者の募集を行う。

業者の選定にあたっては、養護老人ホームにおける給食の意義や役割を十分認識し、安全かつ良質な給食の提供を安定的、継続的に履行できる経験と能力をもつ業者を選定することが求められる。

したがって、見積価格だけでなく、業者の業務実績、経営状況、養護老人ホームにおける給食の理解度、衛生管理体制及び業務遂行能力等を総合的に審査するプロポーザル方式により業者を選定する。

2 業務の概要

社協が運営する養護老人ホームの厨房施設を利用し、給食を調理し利用者に提供する。

給食の献立、料理の内容については、受託事業者が提供しているものと同等以上とする。

【事業所名】

養護老人ホーム愉和荘

- ・所在地 熊本市北区植木町米塚105
- ・給食日数 年間365日程度
- ・調理食数 1回あたり50食程度

3 業者選定の方法

プロポーザル方式

4 契約期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

5 委託業務の内容（詳細は仕様書のとおり）

- (1) 献立作成
- (2) 食材調達
- (3) 調理
- (4) 食器等の洗浄、消毒、保管
- (5) 残菜、残飯及び厨芥等の集積及び廃棄

- (6) 施設、設備の清掃及び点検
- (7) その他、付帯する業務

6 業者募集等のスケジュール

- ・ 募集開始（ホームページによる） 令和元年 11 月中旬
- ・ 募集に関する説明会 令和元年 11 月 21 日
- ・ 見学会の実施 令和元年 11 月 25 日（13：00～14：00）
- ・ 参加表明書及び提案書受付 令和元年 12 月 20 日
- ・ 一次審査結果の通知 令和元年 12 月 25 日
- ・ 二次審査の実施 令和 2 年 1 月中旬
- ・ 二次審査結果の通知 令和 2 年 1 月 24 日
- ・ 業務開始準備 令和 2 年 2 月～3 月
- ・ 業務開始 令和 2 年 4 月 1 日

7 応募資格

プロポーザルに応募することができる者は、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 熊本市内に本社または営業所を有し、かつ、養護老人ホームにおける献立作成業務を担当する栄養士が常駐し、社協との連絡、調整が速やかに行えること。
- (2) 社会福祉施設、介護保険施設、学校等において調理業務の受託実績を有していること。
- (3) 熊本県内において過去 3 年以内に、食品衛生法の営業の禁停止の処分を受けたものでないこと。

なお、このほか熊本市の指導により受託者は次に掲げる事項の全てを満たすことが必要となります。

- (1) 施設給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うものであること。
- (2) 調理業務の運営実績や組織形態から見て、当該受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められるものであること。
- (3) 受託業務に関し、専門的な立場から必要な指導を行う栄養士が確保されているものであること。
- (4) 調理業務に従事するものの大半は、当該業務について相当の経験を有するものであること。

- (5) 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施するものであること。
- (6) 調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施するものであること。
- (7) 不当廉売行為等健全な商習慣に違反する行為は行わないものであること。

8 募集に関する案内について

社協のホームページに掲載する。また、社協が把握した応募資格があると思われる業者に対し、募集に関する説明会開催を案内する。

9 募集に関する説明会の開催

- (1) 日時 令和元年 11 月 21 日 (木) 午前 10 時～
- (2) 場所 熊本市社会福祉協議会 3 階大会議室
熊本市中央区新町 2 丁目 4 番 27 号

10 募集要項等の配布

募集要項や申請書様式等は、説明会の際に配布する。ただし、事前に入手を希望する場合には下記により配布する。

配布場所 熊本市社会福祉協議会 養護老人ホーム愉和荘
熊本市北区植木町米塚 105

11 プロポーザル参加表明書（兼応募資格審査申請書）の提出

- (1) 提出期限 令和元年 12 月 20 日 (金) 午後 5 時まで
- (2) 提出書類
 - ・ 参加表明書（兼応募資格審査申請書）（様式第 1 号） 1 部
 - ・ 様式第 1 号に記載の添付書類 各 1 部
- (3) 提出先 熊本市社会福祉協議会 養護老人ホーム愉和荘
- (4) 提出方法 持参又は郵送とする。（20 日必着）

12 応募資格審査

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、応募資格審査で応募資格を有すると認められなかった業者に対しては、その理由を書面により通知する。
- (2) 応募資格を有すると認められなかった場合には、提案書の審査は行わない。

13 提案書の提出

応募資格を有すると認められ提案書の要請を受けた者は「社会福祉法人熊本市社会福祉協議会養護老人ホーム愉和荘調理業務委託に関する提案書」を次により提出すること。

- (1) 提出期限 令和元年 12 月 20 日（金） 午後 5 時まで
- (2) 提出先 熊本市社会福祉協議会 養護老人ホーム 愉和荘
- (3) 提出方法 持参とし、それ以外の方法による提出は認めない。
- (4) 提出書類
 - ・ 提案書表紙（様式第 4 号）
 - ・ 養護老人ホームにおける食事に対する基本的な考え方について（様式第 4 - 1 号）
 - ・ 業務実施体制（人的体制）について（様式第 4 - 2 号）
 - ・ 調理員に対する研修体制について（様式第 4 - 3 号）
 - ・ 衛生管理について（様式第 4 - 4 号）
 - ・ 事故等の危機管理について（様式第 4 - 5 号）
 - ・ 食事を提供する養護老人ホームとの連携について（様式第 4 - 6 号）
 - ・ 業務開始までの準備スケジュールについて（様式第 4 - 7 号）
 - ・ 財務諸表〔貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類〕（直近 3 カ年分）
 - ・ 見積書
 - (i) 「2 業務の概要」で示した調理食数を年間給食日数提供した場合の 1 年間の見積金額を消費税相当額込みで記載のこと。
（注 1）この見積金額が一次審査の評価算定基準となります。
 - (ii) 見積金額の内訳書（積算基礎）を添付すること。
（注 2）契約後の委託料は、実際に提供された食数に応じ、この積算方法を基に双方協議の上決定する方法により算出した額を毎月支払うこととなります。
 - ・ 提供予定の調理写真（1 日当たり 7 5 0 円相当の通常の食事（行事食は除く）とし高齢者用 3 食分）
- (5) 提出部数
提案 5 部（A 4 サイズ）

14 業者選定の手順

業者選定に当たっては、応募資格審査、一次審査及び二次審査の 3 段階で行う。

- (1) 応募資格審査は、応募者の資格適合を社協事務局で審査する。

- (2) 一次審査は、応募資格適合者から提出された提案書をもとに審査し、3社を二次審査の対象者として選定する。ただし、提案書の提出者が3社に満たない場合はこの限りでない。
- (3) 二次審査は、一次審査で選定された各業者に対しヒアリングを行い、一次審査及び二次審査の合計評価が最も高かった者を委託業者として選定する。

15 提案書審査（一次審査）の実施

提案書の評価項目、判断基準は別紙1のとおりとする。

16 ヒアリングの実施

- (1) 一次審査で選定された業者に対して、ヒアリング（二次審査）を下記のとおり行う。
 - ・実施場所 養護老人ホーム愉和荘
熊本市北区植木町米塚105
 - ・実施日時 令和2年1月中旬
- (2) ヒアリングは、本業務の責任者（従事予定現場責任者同席）となる者を出席させることとする。
- (3) ヒアリングに出席しない場合は受託意思がないものとみなす。

17 ヒアリング（二次審査）の評価基準

ヒアリングの評価項目、判断基準は別紙2のとおりとする。

18 委託業者の決定

- (1) 委託業者の決定は、令和2年1月24日（金）までに二次審査参加者全員に通知する。
- (2) 選定した業者が辞退したその他の理由で契約できない場合は、次点者と契約交渉を行う。

19 履行保証人

委託契約には、最終審査の対象となった業者、若しくは受託業者と同等の業務遂行能力を有すると社協が認めた業者の中から1社を履行保証人として立てることとする。

20 その他の留意事項

- (1) 参加表明書及び提案書の作成・提出、ヒアリング及び試食に関する費用は応募者の負担とする。
- (2) 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。なお、本プロポーザルによる業者選定以外に提出者に無断で使用しないものとする。

別紙 1 第一次審査評価基準

評価項目		判断基準	評価のウェイト
1 申請価格について			小計 35
1-①	提案内容と見積り内容の整合性	提示した業務規模と大きくかけ離れている場合、提案内容に対して見積りが不適切な場合には選定しない。	数値化しない
1-②	見積金額について	見積価格が最も低いもの（1位）を満点（35点）とし、2位以下の評価点は1位の評価を受けた最低価格との比率を用いて算出する。 ※計算式（小数点以下は四捨五入） 評価得点＝配点（35点）×最低見積り金額/当該業者の見積金額	35
1-③	食数の増減について	業務内容の調理数が極端に増減した場合、委託料に対する増減率の提案	数値化しない
2 養護老人ホームにおける食事に対する基本的な考え方について			小計 25
2-①	食事の位置づけについて	食事の目的、福祉的な位置づけについての理解度が高い場合に優位に評価する。	5
2-②	楽しみのあるおいしい食事の提供について	安全・安心で楽しみのあるおいしい食事提供の実施方法について、各種別の実施方針や事業の重要性を考慮したもので、利用者を満足させる創意工夫がある場合に優位に評価する。	20
3 業務実施体制（人的体制）について			小計 15
3-①	栄養士の配置体制	栄養士の配置体制、役割 ① 栄養士の具体的業務内容の明記 ② 高齢者福祉施設調理業務の実績。 または、類似施設での実績。 適格性、妥当性がある場合優位に評価する。	5
3-②	調理員の配置体制及び代替職員の対応	調理員の配置体制、代替職員の対応 *類似施設での実績がある場合は記入すること 的確性、妥当性がある提案となっている場合に優位に評価する。	10
3-③	調理員の雇用計画について	雇用についての計画の提案	数値化しない

4 調理員に対する研修体制について			
4-①	自社の職員研修体制及び各種研修会への参加について	自社の研修体制、研修計画について明記	数値化しない
5 衛生管理について			小計 5
5-①	衛生管理体制について	① 衛生管理についての理解度、及び良好な衛生管理体制が構築されていることが伺える場合に優位に評価する。 ② 調理員の衛生管理、健康管理の重要性を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	5
6 事故等の危機管理について			小計 10
6-①	調理場での事故対応について	食中毒、異物混入等の発生時に適切な対応がとれる体制や方針が示されて、また生産物損害賠償保険等の保証も充実している場合に優位に評価する	5
6-②	地震等の災害が発生した時の対応について	災害が発生した時に調理器具が使用できない時や食材の供給ができない時、職員が被災などで出勤できない時などの対応が充実している場合に優位に評価する。	5
7 食事を提供する養護老人ホームとの連携について			小計 5
7-①	養護老人ホームとの連携について	食事を提供する養護老人ホーム（施設長、担当職員及び法人栄養士等）との連携について重要性を考慮し、積極的な提案がなされている場合に優位に評価する。	5
8 業務開始までの準備スケジュールについて			
8-①	準備スケジュールについて	平成29年4月からの業務開始に向けて、計画性があり取り組み意欲の感じられる準備スケジュールが示されている場合に優位に評価する。	数値化しない
9 事業実績について			小計 5
9-①	会社の経営状況及び調理業務等の実績について	①会社の経営状況について財務面等から評価する。 ②事業実績につき下記の順位で評価する。 ・養護老人ホームにおける調理業務の実績がある。 ・類似業務の実績がある。 ※業務実績がない場合は選定しない。	5
合 計			100

別紙2 第二次審査評価基準

評価項目	判断基準	評価のウェイト
取り組み意欲	当該業務を実施する上での課題や問題点を把握しており、積極的に取り組む姿勢がうかがわれる場合に優位に評価する。	20
専門知識・業務遂行能力の確認	実績として挙げた業務の担当分野を中心的・主体的に参画したことがうかがえる場合に優位に評価する。	20
施設運営への協力	愉和荘の秋まつりや誕生会などの行事に対して積極的に参画するがうかがえる場合に優位に評価する。	10
合 計		50